

# 高槻市屋外広告物ガイドラインについて

## 1 ガイドライン作成の背景・目的

---

### (1) 屋外広告物条例に基づく規制の現状

現在の屋外広告物条例は、比較的緩やかな許可基準（色彩に関する規制がない、壁面広告物は壁面全面に表示・設置可能など）となっているため、屋外広告物の一部に良好な景観形成に資するとは言い難いものがある。

### (2) 屋外広告物デザインの課題

屋外広告物のデザインは、形状、素材、色彩といった周囲の環境やまちなみ、建物との関係により評価が変わる要素が多く、屋外広告物の計画・設計等に携わる方の「技術、センス、モラル」に委ねる必要がある。



屋外広告物の計画・設計者に対して、本市にふさわしい屋外広告物デザインを誘導していくことが必要



高槻市における景観特性などを踏まえたうえで、屋外広告物デザインの望ましい方向性を明らかにした「屋外広告物ガイドライン」を作成し、これを用いて誘導していく

## 2 ガイドラインの活用

---

### (1) 活用場面

- ①事業者、設計者、屋外広告業者等が、高槻市内の屋外広告物の計画・設計等を行う際の解説書
- ②事前相談等に対応する際の指導・助言の根拠

### (2) 周知方法

- ①窓口での配布、市ホームページでの公開
- ②ガイドラインを活用した関係団体等への出前講座や講習会も検討

## 3 スケジュール

---

- (1) 平成26年度中に作成・印刷
- (2) 平成27年度から活用開始